

10 農業体質強化基盤整備促進事業〔新規〕

【22,000(0)百万円】

対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備をきめ細かく実施します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、農地集積の加速化や農業の高付加価値化等によって、我が国農業の体質を強化することを目指しています。
- ・このためには、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の農業基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応していく必要があります。

政策目標

○土地利用型農業について、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す（平成28年度）

<主要内容>

1. きめ細かな基盤整備による農業の体質強化

すでに農地の区画が整備されている地域等において農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進します。

- ① 畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備
- ② 老朽施設の更新、用排水機の増設等の農業水利施設の整備

2. 整備済み農地の高度利用を迅速・安価に推進するための定額助成の導入

自力施工等による農地区画の拡大や暗渠管設置といった簡易な二次的整備を定額助成によって促進します。

- ・簡易な区画拡大：10万円/10a（水路の管水路化を伴う場合20万円/10a）
- ・標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a

補助率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者等の組織する団体（土地改良区等）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208（直））]

農業体質強化基盤整備促進事業

【22, 000(0)百万円】

背景

平成22年度 農業者戸別所得補償モデル対策

平成23年度 農業者戸別所得補償制度 本格実施
(政策目標:32年度までに戦略作物作付面積を65万ha拡大)

【本格実施に伴う状況変化等】

個々の経営体は自ら生産数量目標を定めて営農を展開

経営規模の拡大や集落営農の組織化・法人化が進展

不作付地を活用した新規需要米の生産志向が拡大

営農上の個別課題にきめ細かに対応する必要

経営規模・営農体系に見合った農地の大区画化・汎用化が必要

用水需要の増大に即した水利施設整備が必要

平成23年10月 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」決定
(食と農林漁業の再生推進本部)

○平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体を育成するため、
ほ場の大区画化等により農地集積を加速化

○農業の高付加価値化に向けた農業・農村の6次産業化の促進

農業体質強化基盤整備促進事業の創設

事業内容等

事業内容

1. きめ細かな基盤整備による農業の体質強化

すでに農地の区画が整備されている地域等において農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産を促進

- ① 畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備
- ② 老朽施設の更新、用排水機の増設等の農業水利施設の整備

2. 整備済み農地の高度利用を迅速・安価に推進するための定額助成の導入

自力施工等による農地区画の拡大や暗渠管設置といった簡易な二次的整備を定額助成によって促進

- ・簡易な区画拡大:10万円/10a(水路の管水路化を伴う場合20万円/10a)
- ・標準的な暗渠排水(本暗渠管の間隔10m以下):15万円/10a

事業主体

都道府県、市町村、農業者等の組織する団体(土地改良区等)

補助率

定額、1/2等